

告示

埼玉県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン毛呂山

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字西原五十八番外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二四二・九一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二七二・九一平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）（荷さばき施設一） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設二） 午前六時から午後十時

（変更後）（荷さばき施設一） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設二） 午前六時から午後十時

（荷さばき施設三） 午前六時から午前七時三十分

ハ 変更年月日

令和五年二月七日

ニ 届出年月日

令和四年六月六日

二 縦覧期間

令和四年六月十七日から令和四年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十七日から令和四年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課